

西宮市認知症高齢者等位置探索サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、認知症等により行方不明となる可能性がある高齢者等（以下「認知症高齢者等」という。）を介護している家族等に、位置探索システム専用端末機（以下「端末機」という。）を貸し出すことにより、認知症高齢者等の早期発見と安全の確保に役立て、家族等の負担の軽減を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は西宮市とする。ただし、事業の運営は、前条の目的を達成するため適切に認知症高齢者等の位置情報を提供できる事業者に委託又は協定を締結する等により事業を実施することができるものとする。

(事業内容)

第3条 この事業の内容は、認知症高齢者等が行方不明になった場合、家族等の依頼により認知症高齢者等の位置情報を家族等に速やかに伝達するとともに、事業を実施する事業者（以下「事業者」という。）の支援体制を活用して、認知症高齢者等の早期発見を支援するものである。

(対象者)

第4条 この事業の対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 住民基本台帳（昭和42年法律第81号）の規定により西宮市の住民として登録され、かつ現に西宮市に居住する65歳以上の認知症高齢者等（介護保険の要支援及び要介護と認定された二号被保険者を含む。）を介護し、この事業による支援が必要と認められる家族等
- (2) その他市長が特に必要と認める者

(利用申請)

第5条 この事業を利用しようとする対象者（以下「申請者」という。）は、所定の申請書（様式第1号）及び利用同意書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(利用決定)

第6条 市長は、申請者の状況等を調査し、事業利用の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の決定をしたときは、申請者及び事業者に対し所定の通知書（様式第3号又は第4号及び第5号又は第6号）により通知するものとする。

(端末機の管理)

第7条 この事業の利用決定通知を受けた申請者（以下「利用者」という。）は、端末機が正常に作動できるよう適切な管理の下で使用しなければならない。

(費用の負担)

第8条 この事業に係る費用の負担は、次の各号のとおりとする。

- (1) 市は、端末機一式（端末機本体・充電器）の部品代金及び初期加入料（登録に係る費用等の契約事務手数料）に相当する額を負担する。
- (2) 利用者は、月毎の基本使用料に相当する額を負担する。

- (3) 利用者は、検索に係る費用についての実費を負担する。
- (4) 利用者は、バッテリー交換に係る費用についての実費を負担する。
- (5) 利用者の故意、過失による端末機の紛失又は修理不能の故障が生じた場合は、利用者が端末機代金を実費弁済する。

(費用の免除)

第9条 利用者及び認知症高齢者等が属する世帯の全員が、当該年度分の市民税非課税であるとき（申請書が4月から6月までの間に受理された場合、前年度分の市民税非課税であるときとする）、又は利用者及び認知症高齢者等が属する世帯が生活保護世帯であるときは、前条第2号に規定する利用者負担を0円とする。

- 2 利用料決定後に確定申告又は住民税の申告を行った場合は、当該年度中に市に申し出ること。当該年度中に申し出がなかった場合は、遡及して利用料の変更は行わない。
- 3 市長は、利用者が災害等により著しい損害を受けたとき、又はその他やむを得ない事情により利用料の負担が困難と認めるときは、前条第2号に規定する利用者負担を0円とする。

(利用の更新)

第10条 市長は、毎年利用者の状況等を調査して、7月1日からの利用の更新を決定し、利用者へ通知（様式第7号又は第8号）を行うものとする。

(利用決定の取消し)

第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は利用を廃止することができる。

- (1) 第4条に定める要件に該当しなくなったとき。
 - (2) 認知症高齢者等が福祉施設等に入所したとき。
 - (3) 利用者から利用辞退の申し出があったとき。
 - (4) 虚偽の申請によって事業を利用したとき。
 - (5) 端末機及び回線をこの事業の目的以外に使用したとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要ないと認めたとき。
- 2 市長は、前項により利用の廃止をしたときは利用者及び事業者へ通知（様式第9号又は第10号及び第11号又は第12号）するものとする。
 - 3 前項の通知を受けた利用者は速やかに端末機一式を返却しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成13年1月10日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。